東京都八街学園

Ⅰ　入所児童の状況

令和７年度中に入所した児童は小学生２人、中学生３人の計５人、一時保護委託児童は小学生１人であった。

退所児童は、小学生３人、高卒児２人の計５人であり、内訳は、家庭復帰２人、措置変更１人、自立２人であった。

令和８年３月１日現在の入所児童は３８人である。

被虐待を主訴とした児童は２９人、主訴は虐待ではないが虐待を受けていた児童が４人、合計３３人（８６．８％）が被虐待の児童となっている。

発達障害や知的障害の児童は 12 人、精神科に定期的な通院が必要な児童も 20 人いる。生活場面での支援困難児童も多数おり、特別に支援の必要な児童がほとんどの割合を占めている。

また、高齢児の在籍も多く、中学生１１人、高校生・特別支援学校（高等部）１４人で合計２５人（６５．８％）となっている。

なお、令和７年度における一時保護受入れ児童数は合計１人である。

Ⅱ　事業展開の総括

児童一人一人の個性や自主性を尊重しながら、安全・安心を確保するとともに、職員との信頼関係を育み、大切にされているという実感の持てる支援、自立に向けた専門的支援を実施した。全ての寮に設置した相談ボックスの運用について、投函した児童へ収集日が分かるよう工夫をし、情報取得から対応までの流れ等を見直し、整理した。

施設を挙げて「重大事故ゼロ運動」を実施するとともに、職員一人一人が事故を起こさないという強い自覚の醸成と外部専門家の経験やノウハウのさらなる活用の観点から組織的に取り組んだ。

さらに、令和７年度においても、施設の小規模化及び家庭的養護の一層の推進を図るためグループホームを運営し、地域社会とより身近な交流を行いながら一般家庭に近い生活体験を送ることができる環境を児童に提供し、将来の自立に向けた支援を行った。令和８年度のグループホーム開設と運営開始に向け、検討や地域住民との対話を重ねた。

令和７年度は、主に次の事項に重点的に取り組むなど支援の充実に努めた。

Ⅲ　事業実績

1　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（1）アクション①　児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　児童の意見表明の支援

自立支援計画の作成にあたり、児童の意見を聴くなど、児童の意見表明等支援を丁寧に実施した。また、有識者による研修機会を設け、職員の更なる理解及び意識醸成を図った。

また、従前より実施している苦情等解決のための「なんでも相談」や令和６年度に全ての児童寮に設置した相談ボックスの活用も積極的に行い、児童に意見や要望等を表明する機会を提供し、児童の様々なニーズに対応して、更なるサービスの向上に努めた。

イ　自立支援計画の策定

自立支援計画票の様式変更に伴い、年度前半に児童の意向の聞き取りから合意されたニーズ設定までのプロセスについて、策定の手引きを用いて自立支援計画票策定に係る全職員に向けて説明会を実施した。

児童への意向確認の時間を設け、合意されたニーズに基づき方針を定め、他職種からのアセスメントを受けた上で計画を策定し、児童の最善の利益に向けて支援を進めている。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和６年度の更なる改善が望まれる点
ア　新しい職員や若い職員を育てるリーダー等の中堅職員の育成や人材の確保に、より力を入れることに期待したい
イ　小規模グループケア・個室化を推進し、グループホームも設置するなど、より良い環境整備を進めており、さらなる進展に期待したい
ウ　子どもの意向や意見の聞き取り内容が支援計画に生かされ、自ら計画・目標が理解できる取り組みに期待したい

令和６年度の指摘を受け、令和７年度は以下の取組を行った。

（ア）　新しい職員や若い職員を育てる役割を担う、現場リーダー及び次世代を担うリーダー層を育成する観点から、リーダー層等を対象とした研修を実施した。

また、ケアニーズが高い児童が増加している状況から、職員の仕事に関する悩みも増加しているため、相談機会の提供や、支援技術の向上を目的として、外部有識者を招へいし、コンサルテーションやスーパーヴィジョンを実施した。

人材確保については、養成校との連携にも力を入れて、学生に向けた講義などを展開し、学生の学びのフィールドとして、施設の柔軟な活用を展開し、福祉人材の確保を計画的に実施した。

（イ）令和５年度に開設したグループホームの運営に対する総括を踏まえ、令和８年度開設に向けたグループホームPTを立ち上げ、計画的に各ホームの運営及び本園との連携やグループホーム間の連携等の組織体制構築を図った。

また、地域展開については、更なる展開と推進を図るとともに、本園の小規模グループケアや施設の多機能化など、国の指針と照らし合わせ、より良い生活の整備と将来構想について検討した。

（ウ）自立支援計画票の改訂に伴い、より一層、子どもの意向や意見を尊重し支援計画に反映していくため、子どもの意見表明に対する具体的な知識と対応を学ぶ研修を実施した。

また、支援計画の目的を適切に子どもに説明して理解を促進するとともに、計画の内容や実施結果を開示する方針を、施設における共通認識とし、子どもの参加する権利の保障と、支援者との合意されたニーズに基づいた支援を展開した。

令和７年度も福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率１００％を達成した。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）	
第三者評価結果	計画１００％	実績１００％

エ　苦情解決制度の充実

児童の意見や相談を常時受け付けるため、意見相談箱を設置しており、月１回、第三者委員による「なんでも相談」の機会を設けている。第三者委員による児童寮での夕食参加についても可能な限り実施し、児童の要望・意見等を確認した。（第三者委員１名が参加）

また、新入所の児童については、直近の「なんでも相談」の際に、入所後の生活状況等について、話を聞く機会を設けている。

さらに、令和７年度より、相談カードを回収したことがわかるよう、相談ボックスに回収日を記入する取組を開始した。

第三者委員（人数・属性等）	計画回数	実施回数
２人（弁護士、元主任児童委員）	１２回	１２回

オ　利用者満足度調査の実施

児童の要望等を理解し支援をさらに充実するため、利用者満足度調査を１０月に実施した。

満足度調査のアンケート項目については、困っていることを具体的に把握でき

るよう、選択肢と自由記載を併用した。また、新たに自立支援計画票の項目を加え、計画に対しての満足度も反映できるようにした。児童からの意見や要望に対しては、職員間で段階的に協議し、１２月には児童にフィードバックを行うとともに学園における生活環境の向上に役立てられるように工夫した。

実施内容	実施時期
学園生活における児童の満足度や要望等を把握するため、全児童向けに実施	１０月

（２）　アクション②　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　リービングケア

児童のリービングケア（退所準備）として、家庭支援専門相談員と寮担当職員が協働しながら、児童相談所や保護者と関係を構築する。その上で児童及び保護者の意向や目的を確認しながら、面会や親子宿泊及び帰省を実施して親子関係の再構築を目指す。さらに、状況を見ながら関係機関との関係者会議を行い、双方にとって、親子再統合の最適なタイミングを見極める。

また、進学や就職等を希望する児童には、通塾やネット学習等により更なる学力向上の機会を提供するとともに、自活訓練や就職のための職場体験等を実施するなど、退所後の選択肢を広げるための支援を計画的に実施した。

さらに、措置延長について児童に情報提供し、必要に応じて継続的な支援を実施した。

（ア）家族再統合

	計　画	実　績
親子宿泊	延２０泊	延５泊
	対象児童５人	３人 ／対象児童５人
保護者との面会・外出	延４５回	延８８回
	対象児童１５人	１５人 ／対象児童１５人
外泊・一時帰宅	延２０泊	延７０泊
	対象児童５人	８人 ／対象児童８人

（イ）自立に向けた支援

	計　画	実　績
学習会等実施回数	延１５回	延１５回
	対象児童２２人 （中学生・高校生）	１６人 ／対象児童２５人
学習塾通塾児童	９人	４人
	対象児童３０人 （小学校５年生以上）	対象児童３２人
自活訓練等実施回数	延２８日	延２２日
	対象児童２人 （高３生対象）	１人 ／対象児童２人
職場体験実施児童数	延１０回	１３回
	対象児童２２人 （中学生・高校生）	４人 ／対象児童２５人

（ウ）児童の進路決定率

進路決定率 （進路先内訳）	１００％（高校３年生等の児童数３人） （進路先内訳：大学２人、専門学校１人）

イ　アフターケアの充実

自立支援担当者を中心に、個別アフターケア支援計画書に沿った計画的支援を実施した。また重点的な支援が必要な退所者に対しては、適宜支援方針を施設で共有、検討するとともに、アフターケア実施要綱およびガイドラインの整備を行った。

（対象児童：自立児童退所後１０年、家庭復帰児童退所後５年）

	計　画	実　績
実施人数	４３人 ／対象児童６２人	４９人 ／対象児童６６人
対象児童うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	１９人	１７人

（３）アクション③　虐待防止の徹底

重大事故ゼロの徹底に向け、職員個人の目標設定、職員倫理綱領や虐待防止マニュアル等の周知徹底、新任職員への支援上のルールの早期教育、施設内研修やリスクマネジメント会議等における職員の意識啓発を図る取組の強化など、不適切な対応を早期に発見し組織的に対応することを徹底した。

また、直接支援職員の意識・支援技術の向上を目的とした事例研究等を行う研修、管理監督者向けの「虐待をさせない風土づくり」等を学ぶ研修、支援現場の中心的役割を担う中核職員向けの虐待の芽の早期発見を目標とした研修等に幅広く職員を参加させた。

さらに、「重大事故ゼロ運動」や管理監督層による棟会等への参加、夜間リーダーの活用促進などを実施するとともに、相談しやすい職場づくり、全職員アンケートによる意見交換会の実施、夜間体制強化要員の積極的な運用等、児童の権利擁護に向けて重点的に取り組んだ。

あわせて、対応が困難な児童に対する専門的な支援に関する研修等を実施し、児童の状況に応じた適切な支援を進めた。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント会議	６回	１１回	不適切な支援や児童虐待の防止等に向けた取組、安全対策等
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	１００％（全職員実施）	１００％（全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修加えて、事業団共通の虐待防止研修（ｅ-ラーニング）も実施

（４）アクション④　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを改めて周知徹底した。ヒヤリ・ハット報告については、年４回、リスクマネジメント会議において集計結果をフィードバックし、支援上、特に注意すべき事例については発生防止策や対応方法等を検討した。幼児が入所したことで、従前とは異なる視点や性質のヒヤリ・ハット事例が確認された。また、万が一事故が起こった場合は、職責に応じて迅速かつ適切に対応するとともに、事後検証を行い、原因の究明や問題点への対応の見直しを図り、再発防止を徹底した。また、児童の安全確保、権利保護を目的として、見守りカメラを積極的に活用した。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会（再掲）	６回	１１回	不適切な支援や虐待の防止等に向けた取組、ヒヤリ・ハットの検証、安全対策等
救命救急講習	１回	１回	八街消防署による救命講習を実施した。

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準等を遵守し、情報セキュリティ責任者の指導監督のもと、チェックリストによる自己点検の実施等により、個人情報の適正な管理を徹底した。

ウ　災害・防犯対策の取組

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命及び安全を確保するとともに施設機能を維持していくため、事業団全体における連携・協力体制をより強化するとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）及び対応マニュアルに基づく定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行った。

また、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施する。不審者対策等の防犯対策について、関係機関等と連携して必要な訓練等や対応を進めた。

エ　感染症対策の徹底

インフルエンザ、ノロウイルス感染症等の感染疑いの職員・児童が発生した際には、感染症対策マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応した。また、タッチレスの検温機器や消毒機器を継続して使用し、感染症対策に努めた。

職員及び児童に感染症の症状が確認された場合は、園内での感染拡大防止対策に取り組むと同時に、他職員への情報共有の徹底に努めた。また、園運営に支障をきたさないよう各寮の職員の対応とスタッフ職員等の応援体制を確保した。

看護師が各寮を巡回し、児童や職員に対し感染症予防のための手洗いの実践トレーニングについて分かりやすく説明するとともに、各寮で職員がノロウイルス対策DVD を回覧して視聴し、ノロウイルス発生時の感染拡大防止対策について学ぶ機会を提供した。

管理監督職員と栄養士が各寮のキッチンや食堂を巡回し、食中毒防止の観点から点検を行い、点検結果をフィードバックすることにより、食品衛生の確保に努めた。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
感染症予防講習会	２回	２回	感染症対策指針に基づき、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス感染症等の拡大防止を目的とする
キッチン等検査	２回	２回	食中毒防止、食の安全の確保

２　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（１）アクション①　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

セーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れた。
また、園内外の各種活動等を通じて、入所児童が自信の回復ができる場を提供した。

＜参考　令和８年３月１日現在＞

中学生・高校生の人数（割合）	全３８人中２５人、６５．８％
定期的に通院する児童の人数（割合）	全３８人中２５人、６５．８％
精神科に通院する児童の割合	全３８人中２２人、５７．９％

＜参考　令和７年６月１日現在＞

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全３５人中２５人、７１．４％

イ　専門的な支援の充実

（ア）NPO 法人によるインターネット・リスク・セミナーや、助産師が講師となり児童が命の大切さを実感する二分の一成人式を開催するなど、外部講師によるプログラムの積極的活用を図る。
（イ）小・中学校等の教育機関や地域資源等との連携を強化し、教育機会の確保に積極的に取り組んだ。
（ウ）学習指導や進路指導について、中高生学習会の実施、学習ボランティアの確保や通塾等の活用に積極的に取り組み、児童の基礎学力向上を図った。
（エ）児童相談所等と連携し、入所時及び入所後のアセスメントの充実を図った。
（オ）自立支援担当者等を中心に、個別アフターケア支援計画書を作成し、退所児童

のアフターケアの強化、充実を図った。

＊　心理職員による利用者へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和８年３月１日現在）

項　目	計　画	実　績
個別面接	延４７７人 （全３４人中２７人、 ７９．４%）	延３９９人 （全３８人中２９人、 ７６．３%）

ウ　家庭的な寮運営

各寮において児童と職員の話合いの場である「寮会」を定期的に開催し、児童に生活の主体者としての意識付けを行い、皆が快適に生活できるよう意見交換しながら寮運営を行った。また、入所児童一人一人が生活の主体者として認識できるよう担当職員が児童の要望を丁寧に聴取している。また、集団生活にとらわれずに、個別対応を丁寧に実施した。

＊自主調理・出張調理

	計　画	実　績
自主調理（寮で買い物、調理を実施）	１８回	１８回
出張調理（調理員が寮で調理）	１８回	１１回

＜参考　令和８年３月１日現在＞

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全３８人中２６人、６８．４%

（２）アクション②　高い専門性を発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

ＯＪＴ推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるＯＪＴの推進に取り組むとともに、中堅職員に対する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、ＯＪＴの更なる活性化・定着化を進めた。

年度当初に育成担当職員が２週間、新転入職員と一緒に勤務しながら職務について丁寧に指導した。また、人材育成推進担当者が、新任職員育成担当者（チューター）と連携して、新人の職務状況を把握した。

園としてのＯＪＴのあり方については継続した周知を行い、意識強化に努め、職員育成を意識した職場づくりを行った。

年度末においては新任職員を参集し、業務のフォローアップを実施。それぞれの成果や課題を共有する場を設け、年間を通じた包括的なフォロー体制を整備、実施した。

イ　計画的・効果的な研修の実施

虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での受け入れが困難なため措置変更された児童等、それぞれの特性に応じた適切な支援を継続して提供できるように、職員の専門性を高める研修を計画的・多角的に推進した。

全職員に対して、必要な研修の情報を提供するとともに、外部の各種研修や他施設への派遣研修・視察等を計画的に実施し、研修で得られた知識や技術をフィードバックできる体制作りに努めた。これらの取組により、職員の専門性や支援技術の一層の向上を図った。

研修内容	対象者	実施回数
園内研修（課題別対応・性教育等）	全職員	年３回
新任職員学習会（資質向上に向けて）	採用・転入１年目職員	年５回
事例検討会（被虐待児対応等）	福祉職全職員	年２回
マルトリートメント（不適切な養育）防止研修	福祉職全職員	年２回

エ　外部専門家、外部医師等との連携

事例検討会のアドバイザーとして精神科の専門医（元大学教授）や外部専門家の協力を仰ぐとともに、児童精神科医師による巡回相談等を通じて、支援に関する知識の習得及び効果的な支援技術を学び、職員の支援力の向上を図った。また、困難事例に適切に対応できるよう機会を提供するなど、多面的なコンサルテーションによる質の高い支援を示してもらい、職員の資質向上に繋げた。

（３）アクション③　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習受け入れ校より実習中に教員が巡回支援に訪れるためその機会に採用に加え、実習だけでなく、学生の学びのフィールドとして施設を利用して頂けるように PR を実施した。

人材確保育成委員と実習担当、訪問先出身生である新任職員が、城西国際大学や東京都市大学、共立女子大学にて授業の１コマを頂き、採用 PR に加え

て、児童養護施設についての説明等を実施した。また、大学のオープンキャンパスへの参加、実習報告会への参加も実施した。

イ　職員の離職防止の取組

離職防止の観点から、職員個別に相談時間を設けて話を聞くなど、風通しの良い職場づくりを行った。また、年度当初に組織体制と会議の見直しを図り、業務の効率化や職員の負担軽減を図った。

（４）アクション④　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き担うため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れた。

（５）アクション⑤　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

実習生受入計画に基づき保育実習生を中心に受け入れを実施した。また、年度途中の受け入れについては、キャンセルが生じた場合は可能な限り受け入れ調整を行った。

実習期間中には責任実習も敢行し、児童支援を積極的に考察できるよう配慮した。特に事前のオリエンテーションや実習総括については学びの場として実施内容の充実を図った。

事　項	延計画人数	延・実績人数	実・実績人数
保育士等実習生の受入れ	４１２人	４１４人	２９人
事例検討会への研修生受入れ	４人	０人	０人
施設見学の受入れ	２０人	０人	19人

事項	派遣実人数	延べ日数	派遣先
他団体への講師やファシリテーター等の派遣	1	1	一般社団法人 全国保育士養成協議会
福祉人材養成機関への講師等の派遣	11	14	城西国際大学 竹早教員保育養成所 共立女子大学 東京都市大学

3　施設機能の活用と地域共生の推進

（1）アクション①　地域における子育て家庭等を支援

小中学校ＰＴＡ、子ども会、自治会等に担当職員を派遣し、学校行事への協力、地域児童、保護者との交流、自治会活動への協力等、地域貢献を行った。また、学区小学校の学校運営協議会に委員として出席し、学校運営に参画した。

子育てサロンや公開講座等の実施	参加者	実施回数	利用者数
児童精神科医による巡回相談	中学校教諭	１回	１人

（2）アクション③　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

園児童学区、小学校の教員については、寮職員と心理職員が、TIC の側面を踏まえ、児童の背景及び特別な支援を必要とする児童理解を深める取組として講義を実施し、日々の連携強化に繋がっている。また、令和７年度より、施設職員が学校運営協議会委員を務めており、専門性の視点で学校運営の課題等を分析した。

イ　多様な主体との連携

広報誌や学園ホームページなどを通して、ボランティアやフレンドホームを募集している。また退職職員や施設退所者にも希望に応じて、ボランティア登録を行い、児童との関りや園内行事への参加を実施している。また、実習生として受け入れた学生にも適宜ボランティアについて案内をしている。

夏休みを利用し、ＮＰＯが主催するキャンプ、宿泊体験を実施している。居住地区および地域の子ども会行事に小学生を中心に参加している。

事　項	延人数	内　容
学習指導等	６人	登録ボランティア
余暇活動等	１５人	登録ボランティア
興津臨海	２０人	ＮＰＯ法人主催

ウ　地域との連携・協力関係の強化

地域のニーズに対応するため、社会福祉協議会や地域行事等の活動に参加、備品の貸出等、地域と施設の相互交流を推進した。また、子ども会をはじめとする自治会活動に参加し、地域との交流を深めた。

遊歩道や広場等を地域住民に開放するとともに、納涼祭等の行事への住民参加を推進し、地域との連携・協力を進めた。

内　容	対象者・実施回数・参加者数等
子ども会（役員会）	地域子ども会　年１回　約２０人
子ども会行事 （バスハイク、農業体験等）	地域子ども会　年６回　約５０人
夏祭り（自治会）	地域住民　　約５０人
祭礼（秋祭り）	地域住民　　約５０人

エ　災害対策における地域との連携

防災、減災対策を強化するため、地元自治会等の開催する防災委員会等に参加し地域との連携を図った。

また、年度当初に備蓄食料の在庫を確認し、適切に補充を行っている。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
自治会防災委員会	２回	２回	自治会主催 地域の防災・減災対策、相互協力等

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクション②　経営の健全化のための財源の確保

園全体に節電の呼びかけを行うとともに、エアコンの設定温度管理や照明を必要箇所に限定するなど、継続的な節電対策に取り組んだ。また、児童支援に係る予算のうち、不足する可能性のある予算科目の情報を事前に寮職員に共有し、節約を呼びかけて、できる限り予算執行を抑えるなど、効率的な施設経営に努めた。

（２）アクション③ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

デジタル技術を活用して会議記録のリアルタイム化を図ることにより、園内会議の議事内容等を職員間で迅速かつ円滑に共有するとともに、会議資料のペーパーレス化を推進した。

園内 ICT 会議を開催し、インターネット環境における児童を取り巻く問題等について検討し、児童がデジタル機器を安全に使用できるよう環境整備を行った。

また、関係機関や保護者とのオンライン面会やオンライン研修を積極的に進め、業務の効率化や職員の長距離移動の負担を軽減した。

（３）アクション④魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

職員が主体性を持って働くことで、やりがいを実感できるようにするため、職場内のミーティングや意見交換を実施した。

また、メンタルヘルス対策やハラスメント・チェックリストの実施、職員への相談窓口の周知などの対策により、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備を推進した。

また、職員提案制度や職員アンケート等の機会を通して、職員一人一人に業務改善の意識を浸透させるとともに、中堅・若手職員のアイディア等を活用するなど、積極的にチャレンジできる職場環境づくりを進めた。

（４）アクションⅣ－⑤　コンプライアンスの推進

年度当初に、全職員に対して、「重大事故ゼロ運動」の実施とあわせて、虐待防止、個人情報保護、適切な公金管理、交通事故防止、私用スマホの禁止など、重大事故防止に向けた周知を行った。また、朝会、各会議、自己申告時の面接等において資料を配付するなど、コンプライアンス推進のための注意喚起を行った。

さらに、職員倫理綱領を月１回朝会の場で読み合わせるなど、職員の倫理観の醸成に取り組んでいる。

コンプライアンス研修受講率	１００％